

別表第三 協同組合等の表(第二条関係)

名称	根拠法
生活衛生同業組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせるものに限る。)	
生活衛生同業小組合	
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)
漁業協同組合	
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	
商工組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律
商工組合連合会(会員に出資をさせるものに限る。)	
商店街振興組合	商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)
商店街振興組合連合会	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)
信用金庫連合会	
森林組合	森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)
森林組合連合会	
水産加工業協同組合	水産業協同組合法
水産加工業協同組合連合会	
生産森林組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	森林組合法
船主相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百五十五号)
中小企業等協同組合(企業組合を除く。)	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)
内航海運組合連合会	
農業協同組合	農業協同組合法
農業協同組合連合会(別表第二の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。)	
農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号(農業の経営)の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	
農林中央金庫	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)

名称	根拠法
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
労働金庫連合会	